

除雪期間のご理解とご協力について

村では、降雪時の安全で円滑な道路交通を確保するため、適切な除雪作業を進めています。効率よく安全な除雪作業を実施するため原則として、下記のことについてご理解とご協力をいただきますようお願いします。

①路上駐車はやめましょう。

路上駐車部分の除雪ができずに、道幅がせまくなります。交通渋滞や事故の原因となるほか、除雪作業が遅れる原因となりますので絶対におやめください。

②深夜、早朝の作業にご理解願います。

除雪作業は交通量の少ない深夜から早朝にかけて行うため、除雪車のエンジン音や振動でご迷惑をおかけしますが、快適で安全な通勤・通学路の確保のため、ご理解ください。

③道路に置いてあるものは撤去しましょう。

道路に置いてあるものは、除雪車が引っかけて周囲のものを壊してしまう原因にもなりますので、撤去しましょう。

④道路に雪を捨てないようにしましょう。

道路に雪を捨てられると、交通の支障となり事故の原因となる場合があり大変危険です。絶対に捨てないようにしましょう。

⑤自宅前は自分で除雪しましょう。

除雪車が通った後はどうしても雪が残ってしまいます。通勤や通学時間帯までに交通確保するため、沿道一軒一軒の出入口除雪や各家庭の時間帯に合わせた作業を行うことができます。また、お年寄り世帯等の除雪については、近隣でのご協力による除雪をお願いします。

※除雪時間帯について

降雪量によって除雪に要する時間が大きく変わる場合があります。毎日いつもと同じような時刻に除雪できるとは限りませんので、ご理解をお願いします。

雪捨て場所について

村では、雪捨て場所として下記の9箇所を借りております。

屋根の雪や敷地内の雪については、下記の雪捨て場所に運搬していただきますようお願いいたします。

道路除雪にて使用している下記以外の雪捨て場所に、村の除雪以外の雪が溜まりますと効率的な除雪を実施できません。

計画した時間内に除雪を完了させるため、住民の皆様のご協力をお願いいたします。

① 北秋田郡上小阿仁村大林字小田瀬	一級河川小阿仁川 左岸
② 北秋田郡上小阿仁村沖田面字水無	一級河川小阿仁川 右岸
③ 北秋田郡上小阿仁村五反沢字小阿信田	一級河川五反沢川 左岸
④ 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原	一級河川小阿仁川 左岸
⑤ 北秋田郡上小阿仁村仏社字杉ノ下	一級河川仏社川 左岸
⑥ 北秋田郡上小阿仁村仏社字小沢口	一級河川仏社川 右岸
⑦ 北秋田郡上小阿仁村仏社字羽立台	一級河川小阿仁川 右岸
⑧ 北秋田郡上小阿仁村堂川字中島川端	一級河川小阿仁川 左岸
⑨ 北秋田市鎌沢字地蔵岱	一級河川小阿仁川 右岸

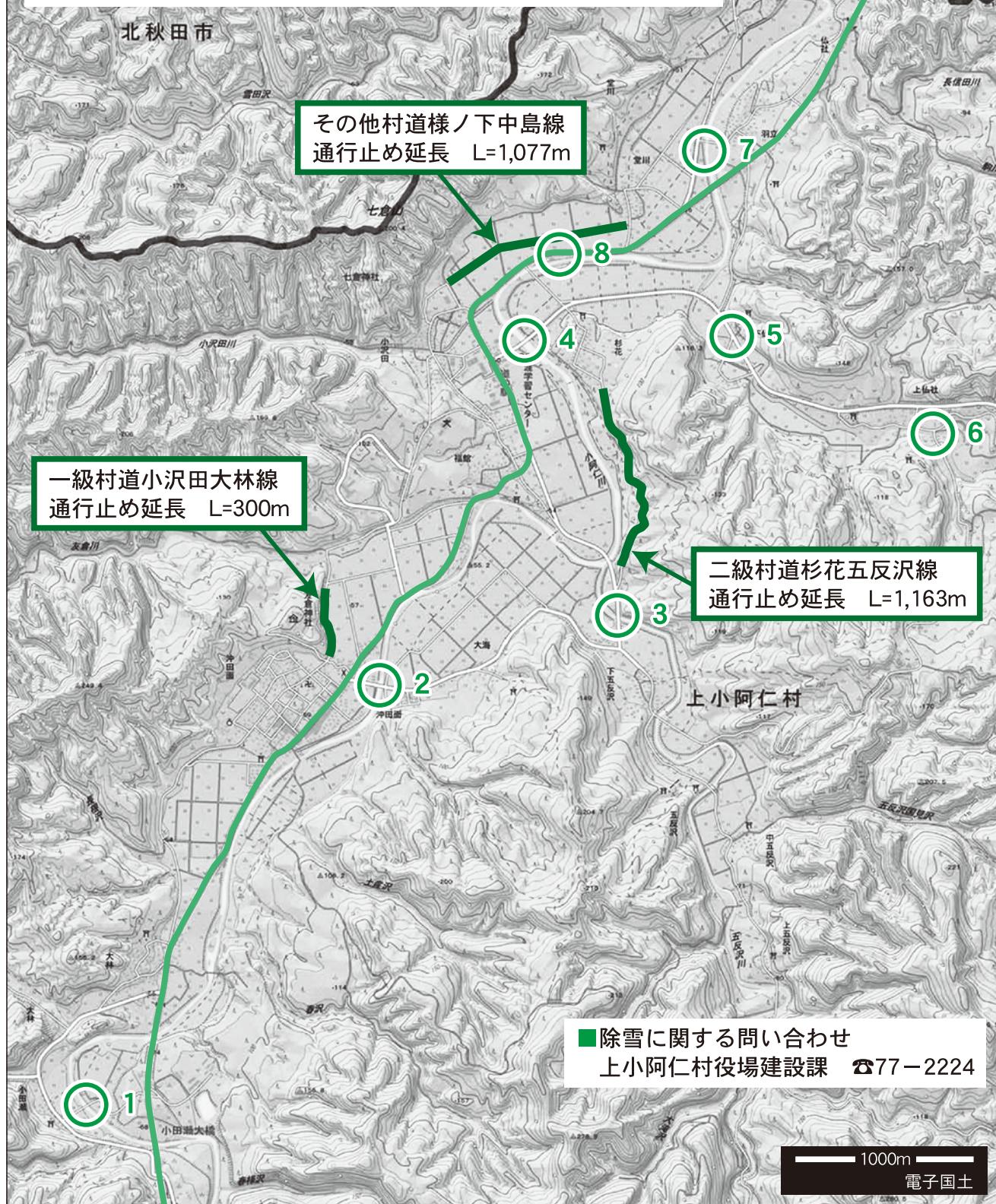
※位置については、左の位置図をご覧ください。

雪捨て場所及び冬期間通行止め位置図

○上小阿仁村冬期間通行止について

12月から4月までの間、下記3路線について通行止めを実施します。

通行止め開始と終了は降雪の状況により決定します。
ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。



高齢者等への除排雪支援

村では、高齢者等の冬期間における生活の安全確保を図るため、雪下ろしや除排雪にかかる費用に対して「高齢者世帯等除雪費助成金」を支給します。

■対象となる世帯

- ①世帯全員が、満70歳以上の方の世帯
- ②満70歳以上の方と、心身に障害をもつ方(※1)のみの世帯
- ③心身に障害をもつ方(※1)のみの世帯
- ④世帯全員が高齢や身体上の理由などにより独力で除排雪が困難な世帯
- ⑤母子世帯 又は 父子世帯

(令和2年3月31日までに満18歳をむかえるまでの児童のみがいる世帯)

※1 身体障害者手帳、精神福祉保健手帳、療育手帳を所持している方

ただし、次の要件のいずれかに該当する世帯については助成の対象となりません。

「村税等を滞納している方がいる世帯」「他の公的制度から助成を受けることができる世帯」

■対象となる除雪費用

屋根の雪下ろし、玄関先などの除雪及び排雪に要した経費



■助成額

対象除雪費用の2分の1で、1世帯につき上限3万円

■申請期間

令和2年3月31日まで

■申請方法

申請書へ必要事項を記入し、除排雪にかかった費用の領収書を添付して申請してください。

チラシへの掲載を希望した業者・個人は以下の表のとおりです。

(掲載は希望順)

No.	集落等	商号及び代表者名	電話番号	FAX番号	雪下ろし	排 雪
1	沖田面	有限会社村田建装 取締役 村田 勇蔵	77-2645 77-3629(夜間)	77-3795	○	○
2	上五反沢	田中 喜昭	77-2432	77-2432		○
3	福館	有限会社大沢塗装店 代表取締役 大沢 一彦	77-3190	77-3171	○	○

上記以外の業者・個人の方に依頼して除排雪をおこなった場合でも、助成することができます。

料金は、業者・個人や作業内容、雪の量などで変わりますので、事前に作業現場を見てもらい、料金を確認してから依頼してください。

村が、除排雪業者のあっせんや、業者への作業依頼は行いませんので、依頼する方が、各業者等へ直接連絡してください。

●申請・問い合わせ先

役場 住民福祉課 住民福祉班 ☎ 77-2222 (こあに電話可)

12月は「村税等徴収強化月間」です

村民の皆さんから納めていただく村税等は、福祉や保健、教育、道路整備をはじめ、皆さんが安心して暮らせる環境づくりのために非常に大切な財源です。

村では、村税等の滞納額の縮小と収納率の向上を目指し、12月を「村税等徴収強化月間」として税収等の確保に努めます。

※納期限までに納めていない村税等がある方は直ちに納付してください。

納付・相談に応じない方は滞納処分により強制的に徴収します

納期限を過ぎても納付されない方には、文書による督促状や催告書の送付、電話による催告、戸別訪問などを行いますが、それでも納付されない滞納者に対しては、財産の差押を行う場合があります。

また、悪質な場合や村単独での徴収が困難な場合は、「秋田県地方税滞納整理機構」に滞納事案が引継がれ、徹底的な財産調査を実施し、滞納整理が行われます。

『秋田県地方税滞納整理機構』とは・・・

- ・秋田県と県内全市町村が、税負担の公平を図るため、協働して滞納整理に取り組むための組織です。
- ・市町村から引継ぎを受けた滞納税について、差押を中心として滞納整理を行います。

コンビニからも納付できます

村税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅料、上下水道料、奨学金返還金については、コンビニエンスストアから納付ができます。

(※納期限・納付期限を過ぎていない、バーコード付の納付書に限ります。)

納期限を過ぎた場合でも、コンビニ用納付書を再交付いたしますので、ご希望の場合は担当へご連絡ください。

納税が困難な場合はお早めにご相談ください

病気や失業など、やむを得ない事情で村税等を納期限までに納める
ことができない場合は、放置せず、早めにご相談ください。

一人で悩まず、一緒に滞納解消の方法を考えましょう。

◆納め忘れ防止には口座振替をお勧めします。お申し込みについても、
お気軽にお問い合わせください。



問い合わせ先：住民福祉課 税務保険班 ☎ 77-2222

問い合わせ先
住民福祉課

☎ (77) 22222

	12月納期の村税等
農業集落排水使用料	11月分
簡易水道料	11月分
奨学金返還金	11月分
住宅料	12月分
介護保険料	6期
後期高齢者医療保険料	6期
国民健康保険税	6期
村県民税	4期
下水道使用料	12月分

12月25日(水)は、村税等の納期限日となつておりますので、お納め忘れのないようにお願ひします。また、口座振替をご利用されている方も、25日が引落日になりますので、残高不足にならないよう、事前に残高のご確認をお願いします。なお、コンビニエンスストアでのお支払については、納期限の利用に限りますのでご了承ください。納期限内納付が厳しい場合に分割納付もできます。お気軽にご相談ください。

12月は「25日」です
村税等の納期限のお知らせ

上小阿仁村職員(保健師)の採用試験を行います

村では、次のとおり職員採用試験を行います。採用は令和2年4月以降の予定です。

1. 試験区分及び採用予定人員

職種	採用予定人員	職務内容
保健師	2名	保健師の専門的業務に従事します。

2. 受験資格

試験区分	区分	要件
保健師	年齢要件	昭和50年4月2日以降に生まれた方。
	資格要件	保健師免許を取得している方又は令和2年3月31日までに資格取得見込みの方。
欠格事項（いずれかに該当する場合、受験できません）		

- ①日本の国籍を有しない方
- ②地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない方
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ・本村職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3. 試験の方法

試験種目	試験内容	
作文	文章表現力等について試験を行います。	
口述試験	個別面接により、主として人物について試験を行います。	
身体検査	提出を求める健康診断書により職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行います。	

4. 試験日及び場所 ※試験説明開始時刻に遅れた場合は、受験できません。

試験日	令和2年1月18日(土)		
受付開始	午前8時30分～	試験説明	午前8時55分～
作文	午前9時00分～午前10時00分	口述(面接)試験	午前10時15分～
場所	秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118 上小阿仁村役場		

5. 合格者発表 令和2年1月下旬（役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。）

6. 受験手続及び受付期間

申込用紙の請求	申込用紙は、上小阿仁村役場総務課に直接または電話、ファックス、メールで、郵便番号・住所・氏名・連絡先電話番号を明示のうえ請求してください。 TEL：0186-77-2221 FAX：0186-77-2227 E-mail：soumu@vill.kamikoani.lg.jp				
申込手続	①持参の場合	申込書及び自己紹介書に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6センチ、横4.5センチの写真1葉を貼って、上小阿仁村役場総務課職員採用担当宛に提出してください。			
	②郵送の場合	①と同じものを、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きし、簡易書留で郵送してください。※普通郵便の事故には対応できません。 受験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。 〒018-4494 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118番地 上小阿仁村役場総務課職員採用担当 宛			
受付期間	令和元年11月25日(月)～令和元年12月26日(木) 申込は土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分まで 郵送の場合は令和元年12月26日(木)までに必着のこと。				
提出書類等	①申込書及び自己紹介書 各1部(所定の用紙を使用すること。) ②資格取得の写し ※受験料は不要です。				

7. 給与

初任給は原則として現行では169,864円ですが、学歴や学校卒業後の経験年数のある方にはそれに応じて加算されます。このほか、給与条例の定めに従い、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

【職員採用試験に関する問い合わせ】 上小阿仁村役場 総務課 総務財政班

電話：0186-77-2221 FAX：0186-77-2227
E-mail:soumu@vill.kamikoani.lg.jp

上小阿仁村職員(一般行政)の採用試験を行います

村では、次のとおり職員採用試験を行います。採用は令和2年4月以降の予定です。

1. 試験区分及び採用予定人員

職種	採用予定人員	職務内容
一般行政(高校卒業程度)	若干名	一般的な行政事務に従事します。

2. 受験資格

試験区分	区分	要件
一般行政 (高校卒業程度)	年齢要件	昭和60年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方。
	住所要件	上小阿仁村に居住し働く方。
欠格事項(いずれかに該当する場合、受験できません)		
①日本の国籍を有しない方 ②地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない方 • 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 • 本村職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 • 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方		

3. 試験の方法

試験種目	試験内容
第1次試験	教養試験、検査(性格特性検査)
第2次試験	口述試験、作文、適性検査。(他に健康診断書を提出していただきます) ※第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

4. 試験日及び場所

※試験説明開始時刻に遅れた場合は、受験できません。

区分	第1次試験	第2次試験
日 時	令和2年1月19日(日)	
受付開始	午前8時30分~	
日程説明	午前8時40分~	第1次試験合格者に通知します
教養試験	午前9時00分~午前11時00分	
検査	午前11時20分~午前11時40分	
場 所	秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118	上小阿仁村役場

5. 合格者発表

令和2年1月下旬(役場前掲示板に掲示するほか、通知します。)

6. 受験手続及び受付期間

申込用紙の請求	申込用紙は、上小阿仁村役場総務課に直接または電話、ファックス、メールで、郵便番号・住所・氏名・連絡先電話番号を明示のうえ請求してください。 TEL: 0186-77-2221 FAX: 0186-77-2227 E-mail: soumu@vill.kamikoani.lg.jp
申込手続	①持参の場合 申込書及び自己紹介書に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6センチ、横4.5センチの写真1葉を貼って、上小阿仁村役場総務課職員採用担当宛に提出してください。
	②郵送の場合 ①と同じものを、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きし、簡易書留で郵送してください。※普通郵便の事故には対応できません。 受験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。 〒018-4494 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118番地 上小阿仁村役場総務課職員採用担当 宛
受付期間	令和元年12月10日(火)~令和元年12月26日(木) 申込は土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分~午後5時15分まで 郵送の場合は令和元年12月26日(木)までに必着のこと。
提出書類等	申込書及び自己紹介書 各1部(所定の用紙を使用すること。)※受験料は不要です。

7. 給与

初任給は原則として現行では148,203円ですが、学歴や学校卒業後の経験年数のある方にはそれに応じて加算されます。このほか、給与条例の定めに従い、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

【職員採用試験に関する問い合わせ】 上小阿仁村役場 総務課 総務財政班

電話: 0186-77-2221 FAX: 0186-77-2227

E-mail: soumu@vill.kamikoani.lg.jp